

用語	定義
	(医療保険者への送付用) (http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshho/iryouseido01/pdf/info03d-9.pdf)を参照のこと。

2. 事業概要

2.1 事業の目的

本システムを構築する目的は、高齢者の医療の確保に関する法律第16条に規定される、医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析等を行うことにより、正確なエビデンスに基づいた効果的・効率的な施策の実施や施策の効果の検証等の評価を実施するために、全レセプト情報及び全健診・保健指導情報の収集と蓄積、分析等を行うものである。

2.1.1 分析内容

上記目的を達成するための分析内容は以下のとおり。

(1) レセプト情報に関する分析内容

すべてのレセプト情報を用いることにより、地域別、年齢別、診療内容別、男女別及び医療機関の種類別の医療費の状況等詳細な分析が可能となり、医療費の実態を詳細かつ正確に把握することができる。

(2) 健診・保健指導情報に関する分析内容

同一人物を特定した上で、健診・保健指導情報を経年的に分析することにより、生活習慣病対策による生活習慣病の発症・重症化の防止効果等を評価することができる。

(3) レセプト情報と健診・保健指導情報との突合データに関する分析内容

生活習慣病対策が医療費に及ぼす影響等について評価することができる。

2.2 基本構想

高齢者の医療の確保に関する法律第11条(計画の進捗状況に関する評価)及び第12条(計画の実績に関する評価)において、厚生労働大臣は医療費適正化計画に関する評価を実施することと規定されていることから、第11条に基づく評価を、平成22年度に実施することを予定している。また、グランドデザインにおいても、平成20年度末までに、全国規模でのレセプト情報の収集・分析のための体制を構築し、平成21年度からレセプト情報の収集・分析を段階的に実施することとしている。

レセプト情報及び健診・保健指導情報の収集を実施するには、全国に広がる保険者、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)及び国民健康保険団体連合会(国保中央会を含めて48箇所ある。以下「国保連合会」という。)といった多数の機関に対して、情報を